

平成16年5月16日

神戸市漕艇連盟

施設委員会設立概要

【施設委員会設立の目的】

神戸市漕艇連盟（以下、「市漕連」と略称）の内部組織に施設委員会を設立し、施設の運用管理および利用規約を定めます。

（事業）

本委員会はその目的を達成するため、次の事業を行います。

1. 神戸市民大会並びに神戸近隣競技会の運営支援。
2. 市漕連内施設に関する付帯設備の開発研究ならびに管理運営。

平成16年5月16日

神戸市漕艇連盟

施設利用規約

1. 利用の申し込み

施設利用者（以下利用者）は本利用規約を承諾の上、神戸市漕艇連盟（以下市漕連）に、利用申し込みを行うものとします。

市漕連が申し込み内容を適当と認め承認した時に、利用申し込みが成立します。

2. 申し込み

申し込みは利用日の原則3ヶ月前とします。

3. 利用対象

- ・ 各種ボート大会の支援を目的としたもの。
- ・ 一般市民を対象としたボート教室などのボートの普及活動を目的としたもの

4. 貸与設備

- ・ スタートゲート（特許申請済み）

スタートゲートの搬入出、据付は利用者側にて行ってください。

5. 利用料金

- ・ スタートゲート

¥10,000 / 1日 1ゲート毎

6. 利用料金の支払い

利用者は利用料金をシステム利用後、原則として2週間以内に下記口座にお振り込みください。

市漕連 銀行口座番号： みなと銀行 普通貯金口座 113_1632002 コパ シウケイルメイ
或いは
市漕連 郵便振替口座番号： 01130 8 25252 神戸市漕艇連盟

7. 利用申し込みの即時解約

市漕連は利用者が次のいずれかに該当する場合、何らの通知または、催告を無しに、ただちに利用申し込みを解約する権利を有します。

- ・ 申込書に虚偽の記載がある場合
- ・ 利用者の信用状態が著しく悪化し、またはその恐れがあると認められる相当の理由が有る場合。
- ・ 以前利用時に事後の精算金額の督促を受けたことがある場合。
- ・ 重大な規約違反の事実があった場合。

8. 貸与施設の破損・盗難・紛失

貸与設備の破損・盗難・紛失の場合は実費請求するものとします。

9. その他

- ・ 申し込み承認後、市漕連スタッフが事前打ち合わせを行い、イベント内容を協議或いは提案するものとします。
- ・ 疑義の生じた場合は、双方誠意を持って対処するものとする。

10. 本利用規約は、予告無く変更することがあります。